

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付をしない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社C店（以下「事業場」という。）において、薬剤師として業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月から処方箋枚数が増え、一人当たりの負担が増加し、また、平成〇年〇月の薬価の改定等に伴い、更に負担が増えることになり、加えて、夜のパートタイマーが全員辞めてしまい、残業ありきの業務となって、ストレスが蓄積していったという。

請求人は、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し「身体表現性障害（以下「本件疾病」という。）と診断された。その後、同年〇月〇日、Eクリニックに転医し本件疾病と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「傷病名については、平成〇年〇月〇日の初診時には3週間前から頭痛、めまい、不眠、吐き気、不安、いらいら、集中力低下がみられ、加えて焦燥感、就労困難の症状を認め本件疾病と診断したものであり、発病時期については、請求人の陳述内容を基に同年〇月上旬から中旬にかけてと推察した」旨述べている。

G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「自律神経症状、自律運動症状、疼痛が多発性で変化しやすい傾向にあり、身体的検査では明らかな異常を見いだすことができず慢性的な心理的ストレスと関連していると考え本件疾病と診断し、発病時期については、請求人の話から平成〇年〇月〇日頃とした」旨述べている。

また、H医師は、上記医師らの意見を踏まえた上で、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「ICD-10診断ガイドラインの『身体表現性障害(F45)』と判断し、発病時期については、請求人が体調の変化を自覚し、その出現した症状が顕在化して精神科へ受診する気持ちが生まれた、平成〇年〇月中旬頃とするのが妥当である。」旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状の推移及び上記各医師の意見に鑑み、請求

人に発病した精神障害は ICD-10 診断ガイドラインの「F45 身体表現性障害」であり、発病の時期については、平成〇年〇月中旬頃とすることが妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に該当する出来事は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 「特別な出来事以外の出来事」について

請求人は、①消費税及び薬価の改正等による業務の増加、②社長とのトラブル、③店長とのトラブル、④同僚とのトラブル、等の職場における様々な出来事が心理的負荷となった旨主張していることから、各々の出来事の心理的負荷について、以下検討する。

ア 上記①の出来事について、請求人は、要旨、「平成〇年〇月の消費税及び薬価の改定による業務量が増加した。」、「処方箋の枚数及び処方箋1枚当たりの薬剤が増加し、薬剤の説明事項が増えた。」、「薬局の在庫薬が700種類から1500種類以上に増えて、その管理を請求人が行っていた。」、「請求人の職務分担は、調剤・投薬のみでなく薬剤の管理業務や事務の仕事もあった。」旨主張する。

この点、事業場関係者の申述を精査したところ、客への説明や処方箋料の増加に伴う業務量の増加が認められることから、これらの出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「仕事のペース、活動の変化があった」（平均的な心理的負荷の強度「I」）に該当するものとみて検討することが相当である。しかしながら、店長は、要旨、「改正によりお客様への説明をするため、ひと手間増えましたが、目に見えて忙しくなったというわけではありませんで

した。説明も、ずっと続けなければならないものではなく、ワンサイクル終われば必要なくなりますので、手間ではありましたが、それによって仕事が忙しくなったとまでは言えないと思います。」「処方箋量が増えたことで、仕事量は増えましたが、勤務日数や勤務時間は変わらないように調整してシフトを組んでいました。」と述べ、また、Iは、要旨、「処方箋の量は年々増えていますが、ある時を境に急増したとか、倍増したとかいうことはありません。」「処方箋の量や手間が増える中で、事業場の薬剤師の人数は徐々に減っていきましたが、人数が少ないながらも、シフトが組まれていましたので、人が足りなければ、他の店舗から応援に来てもらっていましたし、店長がカバーしていました。残業は多くなりましたが、勤務日数が増えることはありませんでした。」と述べている。

以上の事業場関係者の申述から、請求人の業務の手間や量が増加した事実は認められるものの、請求人の薬剤師としての経歴や労働時間の増加の程度等を勘案すると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、心理的負荷の総合評価は「弱」とみることが妥当であると判断する。

なお、請求人は、平成〇年〇月に消費税及び薬価の改定により業務量が増加した旨主張することから、仮に、この出来事を認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度Ⅱ）に該当するものとみて評価した場合であっても、当該改定対応のために業務が増加したと主張する平成〇年〇月頃の時間外労働時間数の増加は、せいぜい10時間程度であることから、仕事量について「中」に至る程度の変化はなく、上記結論を左右するものではないと判断する。

イ 上記②の出来事について、請求人は、「有給休暇・昼休みをとれない状況となっており、社長に人を補充するか機械化による省力化をしてくれるよう訴えたが、社長から人の補充の必要はない、機械化の費用はない、調剤ミスによる事故が生じても保険でカバーするから問題ないと言われ怒りを感じた」旨述べている。

この点、社長は、要旨、「請求人からは、休業する1年ほど前に増員の訴えを受けたことがあるが、その後、平成〇年〇月に話を聞いて欲しいと訴えてくるまで、何も訴えを受けていない。」と述べていることから、当該出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均

的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するものとみて検討することが相当である。

しかしながら、当該出来事は、決定書理由に説示するとおり、業務をめぐる方針において上司との考え方の相違が生じたものと評価するのが相当であり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 上記③の出来事について、請求人は、要旨、「平成〇年〇月の出来事ですが、事業場でお薬手帳に間違っただう人の情報を貼ったり、間違っただ付したり、薬の監査ミスをしたりするようなことが続いた際に、店長がその場にいる全員を集めて怒り出した。今まで怒ることのない店長だったのでショックでした。休みや休憩時間も取れないような状態で、忙しさからミスが出てしまったのを個人の責任として怒られるのは納得がいかなかった」旨述べている。

この点、店長は、要旨、「請求人に対し、個人的に注意や指導をしたことはあまりないと思います。ミスが続いたり、お客様とのトラブルが続いたような場合は、トラブルが続くようではいけませんので、その時店にいる者全員にこういうことが起きないようにと注意をしていました。」と述べている。また、Iは、要旨、「請求人はミスのことやおしゃべりが過ぎることで、店長から注意や指導を受けていました。ミスやおしゃべりでトラブルになりがちであったので、店長が請求人に行っていた注意や指導はしないといけないものだったと思います。」と述べている。

以上の事業場関係者の申述をみると、平成〇年〇月に請求人は店長から叱責を受けた事実は認められるものの、それは請求人個人に対してではなく、従業員全体に対して行われたものであり、さらに、請求人の業務態様についても、店長から注意を受けていた事实在認められるところ、その内容については、薬剤の取扱いという人の命に関わりかねない業務において、お薬手帳の交付間違いなど許されないミスについての注意喚起であることから、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめて評価するも、決定書理由に説示するとおり、上司から業務指導の範囲内である叱責・指導を受けたものと評価するのが相当であり、当審査会としても、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ 上記④の出来事について、請求人は、要旨、「同僚から、言いがかりをつけられる、引き出しをぶつけられるなどのパワハラを受けていた。また、請求人に新薬や在庫予定の薬の情報を知らせず、患者のトラブルの内容を薬歴に記入せず、伝達もしないことで同僚薬剤師による無視が行われ孤立を感じた。」旨述べている。

この点、Iは、要旨、「請求人は他の薬剤師さんとトラブルになっていたということはありませんでした。」、「薬剤師と事務員の仕事は別なので、請求人と事務員さんの間で対立していたということはありませんでした。」と述べ、また、店長は、「請求人が他の薬剤師や事務員とトラブルになっていたことはなかった。」と述べている。さらに上記ウにおいて、上司である店長から業務指導の範囲を超えるような強い指導及び叱責があった事実も認められないことに鑑みれば、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に当たるものとはいえ、具体的出来事「同僚とトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するものとみて検討することが相当である。

しかしながら、当該出来事は、決定書理由に説示するとおり、同僚及び店長は請求人とトラブルがあったという認識はないことから、「業務をめぐる方針等において、客観的トラブルといえないような同僚との考え方の相違が生じた」とみるのが相当であり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

オ 以上のとおり、精神障害に関与する出来事が複数あり、それぞれの出来事は相互に関連して生じておらず、「弱」と評価される出来事が4つあり、当審査会としても、各出来事について、出来事後の変化や出来事の前後に恒常的な長時間労働が認められないことから、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないものと判断する。

カ 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。